

第1 漁船の登録制度

1 漁船法の目的

漁船法（以下「法」という。）は、漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、かつ、漁船に関する試験を行い、もって漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的な発展に資することを目的としています。

具体的には、わが国において使用されている漁船の実態を把握し、漁業調整その他漁船に関する行政を的確かつ、合理的に行おうとするものです。（昭和44年生産部長通知）

2 漁船として登録する日本船舶

法において「漁船」とは、次のいずれかに該当する日本船舶をいいます。（法第2条第1項）

- ①もっぱら漁業に従事する船舶
- ②漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
- ③もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
- ④もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの

○「もっぱら」の解釈については、「漁船」の範囲を漁業その他関連業務の通常の意味での専業船に限ろうとするものであり、部分的な他目的使用の場合を、その軽微なものに至るまで、あくまで厳格に排除しようとするものではありません。他目的使用があつても、それが社会通念上目的使用に対して臨時的なものあるいは著しく軽度のものと認められる場合は、上記にいう漁船としての資格を失いません。（38-209 昭和38年8月2日付生産部長）

○漁船の資格の確認

漁船登録制度は、漁船の実態を把握し、漁業調整その他漁船の管理を的確、かつ、合理的に行おうとするものであり、漁船が漁船としての資格を有しているのか確認する必要があります。このため、漁協所属漁船にかかる漁船の登録申請等にあたっては原則、その使用者が所属する漁協等組合長の証明を担保とし、漁船としての資格を有し適正に使用されているものと判断していますので、法の趣旨を理解いただき、漁船の登録申請等をお願いします。

ただし、漁協所属漁船にかかる漁船の登録申請等の場合であっても、必要に応じ、その漁船について使用状況等を確認することとします。

なお、漁船の使用者が漁協等に所属していない者のみで漁船登録する無所属漁船については、真に漁業をする意思があるて、操業計画を作成できるなど、やむを得ない場合にのみ登録することととします。

○漁船であることの具体的な事例（54-3843 昭和55年7月10日付け漁船課長）

- ①漁業に従事する者（漁業者）自らの用に供する場合又は漁業者の委託を受けて使用する場合で、もっぱら漁場（養殖場及び養殖施設を含む。）から漁獲物を運搬する船舶又は漁場へ餌料、網等を運搬する船舶
- ②漁場で漁業者から漁獲物を購入した者又はその委託を受けた者が、もっぱらこれを運搬する船舶
- ③飼料等を販売する者又はその委託を受けた者が、もっぱら飼料等を漁場に運搬する船舶

3 漁船の登録

漁船は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはなりません（総トン数1トン未満の無動力船を除く）。

漁船を登録する場合は、漁船の登録を受けようとする者が、次に掲げる事項について記載した申請書を都道府県知事に提出しなければなりません。（法第10条）

「登録申請事項」

- ①申請者（所有者）の氏名又は名称及び住所
- ②船名
- ③総トン数
- ④船舶の長さ、幅及び深さ
- ⑤船質
- ⑥進水年月日
- ⑦造船所の名称及び所在地
- ⑧推進機関の種類及び馬力数
- ⑨無線電波の型式及び空中線電力
- ⑩漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
- ⑪主たる根拠地
- ⑫漁業種類又は用途
- ⑬漁船の建造、取得等登録の原因

【登録時の注意事項】

- 1) 船の長さ10メートル以上の動力漁船を、建造または一般船舶から転用しようとする場合には、漁船の登録申請前に、これらにかかる行政庁の許可を受けなければなりません。
(詳細は11頁参照)
- 2) 三重県漁業調整規則第12条第1項の制限措置により、伊勢湾における小型機船底びき網漁業では、260キロワット(旧馬力数60)を超える推進機関を備える船舶を使用できません。
- 3) 任意団体は申請できません（代表者名又は連名による登録になります）。

4 漁船の変更登録

登録した漁船について上記「登録申請事項」のうち①～④まで及び⑧～⑫までの事項に変更が生じた場合は、その漁船の所有者は、その変更の生じた日から2週間以内に、その変更の理由を付してその登録をした都道府県知事に対し変更の登録を申請しなければなりません。
(法第17条)

【変更登録時の注意事項】

- 1) 船の長さ10メートル以上の動力漁船を改造しようとする場合には、漁船の変更登録を申請する前に、これらにかかる行政庁の許可を受けなければなりません。(詳細は11頁参照)
- 2) 中古の推進機関に換装する場合、定格出力130kW以上の推進機関(漁船法馬力数ではありません)で、基準に適合しないものは搭載することができません(NOx規制が設定されています)。詳しくは、推進機関販売者又は県までご確認ください。

5 漁船検認について(漁船検認の詳細については28頁参照)

漁船登録申請後、登録票の交付を受けた者は、その交付の日から5年を経過したとき、又は、検認の日から5年を経過したときは、その登録をした漁船及び登録票について都道府県知事の検認を受けなければ、漁船登録の取消しの対象となります。(法第13条、第19条)

なお、検認にあたっては、船名や漁船登録番号が不明瞭のため検認該当船と判断できない等の理由により、検認を実施しないこともあります。

また、検認不合格の場合、速やかに漁船変更登録申請等の手続きをしてください。検認不合格を放置した場合、検認未受検の状態として扱うため、漁船登録の取消しの対象となります。

6 漁船登録の取消し

都道府県知事は、漁船の登録を受けた漁船が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができます。(法第19条)

- ①改造の許可を受けずに改造されたとき
- ②漁船検認を受けないとき
- ③老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなったと認められるとき

7 漁船登録の失効

次に掲げる場合には、漁船の登録は効力を失います。(法第18条)

また、登録が効力を失ったときは、漁船の所有者は、遅滞なく、その登録をした都道府県知事に登録票を返納しなければなりません。(法第20条)

- ①登録を受けた漁船が漁船でなくなったとき
- ②登録を受けた漁船が滅失し、沈没し、又は解てつされたとき
- ③登録を受けた漁船の存否が3ヶ月間不明になったとき
- ④登録を受けた漁船が譲渡されたとき
- ⑤登録を受けた漁船の主たる根拠地がその登録をした都道府県知事の管轄する都道府県の区域外に変更されたとき
- ⑥登録を受けた漁船の所有者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁船を継承させるものに限る。)をしたとき

8 漁業の許可申請との関係について

(1) 漁業の許可申請と漁船の登録申請等との関係

知事許可漁業に従事しようとする漁船については、その漁船にかかる登録申請と同時に漁業の許可申請を行ってください。

また、知事許可漁業に従事する漁船の登録にあたり被代船がある場合については、その被代船にかかる漁船の変更登録や漁船登録票の返納等所定の手続きについても、同時に行ってください。（詳細は「漁業許可事務の手引き」の該当項目を参照）

なお、大臣許可漁業に従事しようとする漁船については、その漁業の許可後に漁船の登録等の申請となります。

(2) 知事許可漁業の漁業種類

- ・中型まき網
- ・小型機船底びき網
- ・機船船びき網
- ・小型まき網
- ・敷網
- ・刺し網
- ・固定式刺し網
- ・ごち網
- ・その他（さよりすくい網、小型定置網、潜水器など）

9 その他

(1) 船舶安全法の遵守について

漁船の船舶安全法に基づく検査については、その船体・機関等について、同法及び同法に基づく政令により、総トン数 20 トン未満でもっぱら本邦の海岸から 12 海里以内の海面において従業する漁船を当分の間、適用除外としています。

しかし、これらの適用除外については、漁船を漁業に従業する船舶として使用していなければ対象とならず、漁業目的以外に漁船を臨時的に使用する場合であっても、船舶安全法の検査を受ける必要があります。

(2) 罰則の規定について

法では、次の罰則が規定されていますので、適正に漁船の管理及び指導をお願いします。

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- ①建造、改造及び転用の許可を受けず漁船を建造等したとき
- ②漁船登録を受けずに漁船として使用したとき

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- ①漁船登録票を漁船に備え付けていなかったとき
- ②漁船登録番号を表示しなかったとき
- ③漁船の変更登録をしなかったとき等
- ④漁船の登録票を返納しなかったとき及び漁船登録番号を抹消しなかったとき